

知的財産と信託

筑波大学法科大学院教授・院長 新井 誠

1. 知的財産信託が注目されるに至った理由

(1) 背景

日本経済新聞社がまとめた「知の潜在力調査^{※1}」における全製造業ベースのランキングで、上位 10 社に入った日本企業は、4 位のトヨタ自動車と 9 位のブリヂストンの 2 社だけであった。世界のトップ企業と比べると日本企業の「知」の強さは十分とはいえず、「日本企業は研究開発などの知的活動の効率を高めることが求められている^{※2}」とされる。一方、張富士夫・トヨタ自動車社長（当時）は、「急成長、日本急追が目立つ中国、アジアの競争力をどう見るか」との問いに、「物まねでなく自ら設計、開発しなければならない段階になるとこの格差は簡単に縮まらない」「今後のカギは技術だ」と答えている^{※3}。

特許やノウハウなど人が生み出す無形の知的財産が企業の競争力を左右する傾向が高まっているのである。

(2) 知的財産推進計画

わが国政府は、「知的財産立国^{※4}」を目指すとして、2002 年以来「知的財産戦略会議」の設置、「知的財産基本法」の施行、「知的財産推進計画」の実施等を行っており、その実現に向けて新たな一歩を踏み出した。「知的財産推進計画」では、研究開発部門やコンテンツの製作現場において質の高い知的財産を生み出し、それを迅速に権利として保護し、産業界においてその付加価値を最大化することによって、知的財産を有効に「活用」して国富を増大させる流れを盤石なものとし、より拡大された知的財産の再生産が始まるという「知的創造サイクル」を早く大きく展開させることが重要であるとされている。

本稿では、上述の知的財産の「活用」という側面から、知的財産を活用した資金調達について述べることにしたい。

(3) 知的財産とは

従来、「発明」であれば特許法、「意匠」であれば意匠法、「著作物」であれば著作権法といったように、個々の知的財産については個別法をもって定義されていたが、これらを総称した「知的財産」については、法律上の定義が存在しなかった。それを初めて法律上で定義したのが、2002 年に成立した知的財産基本法である。

同法は、これらの「知的財産」を 3 つのグループに大別した（2 条 1 項）。第 1 グループは、発明や著作物のように「人間の創造的活動により生み出されるもの」、第 2 グループは、商標や商号などの「事業活動に用いられる商品または役務などを表示するもの」、第 3 グループは、営業秘密などの「事業活動に有用な技術上または営業上の情報」である。これら

の「知的財産」のうち、法律上保護されるものを「知的財産権」と定義し、以下の 2 つのグループから構成している（2 条 2 項）。

- (a) 特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権など個別の法令に基づき権利として定められているもの。半導体集積回路の回路配置利用権もここに含まれる。
- (b) 所謂パブリシティ権（著名人の肖像権などに代表されるもの）のように具体的な保護法はないものの、判例などによって既に一般的に権利として認められているもの。不正競争防止法によって守られる事業者の利益（たとえば、営業秘密や著名表示を法的に保護することに伴い発生する利益）もここに含まれる。

（４）経済産業省「知的財産の信託に関する緊急提言」

2002 年の知的財産戦略大綱中の「市場における価値評価手法が確立されることにより知的財産の流通が促進されるよう、2002 年度中に、特許流通市場の更なる整備や知的財産権担保融資制度の定着、特許等の流動化について、制度又は運用の改善を含め検討を開始し、遅くとも 2005 年度までに結論を得る。（金融庁、経済産業省）」を受け、経済産業省は 2003 年 3 月 14 日に表記を発表した。そこにおいて同省は、現行制度（当時）では知的財産権の円滑な活用の促進に資する流動化等に関わる多様なニーズに十分対応できないため、制度上の整備が必要であるとして、次のような提言を行った。

「知的財産権を円滑かつ効率的に企業の競争力の源泉として活用するためには、財産の管理・処分機能や導管機能等に優れている信託制度の利用が必要不可欠である。然るに、現行（当時）信託業法 4 条においては、信託の引き受けができる財産の種類を限定列挙しており、特許権等を信託可能とならしめるには、その制限を撤廃する必要がある」（下線引用者）

2. 法基盤の整備

（１）第 159 回通常国会に提出された知的財産関連法案

知的財産推進計画に基づき、表 1 の 9 件の法案が 2004 年通常国会に提出された^{※5}。これら 9 件の法律案のうち、信託業法案を除く 8 件が、同常会にて成立した。信託業法案についてはその成立前に同常会が閉会となったが、審議継続扱いとなり、第 161 回臨時国会に付されることとなった。

表 1

法案名	主な内容
知的財産高等裁判所設置法案	知的財産に関する事件を専門的に取り扱う知的財産高等裁判所を東京高等裁判所内に設置
裁判所法等の一部を改正する法律案	侵害行為の立証の容易化および営業秘密の保護など
特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律案	従来技術調査のアウトソーシングの拡充など
著作権法の一部を改正する法律案	書籍に関する貸与権の付与など
関税定率法の一部を改正する法律案	知的財産権侵害物品の輸出入者情報の開示
破産法案	ライセンサー破産時におけるライセンシーの保護
コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律案	コンテンツの創造、保護および活用の促進に関する基本理念を定める
消費者保護基本法の一部を改正する法律案	消費者は、消費生活に関し、知的財産の適正な保護に配慮するよう努めなければならない
信託業法案	知的財産権を含めた財産権一般を受託可能財産とする

(2) 信託業法改正

2004年11月26日、同年常会にて審議継続となっていた信託業法改正案が第161回臨時国会の参議院本会議にて可決・成立した。改正法では、旧法4条を撤廃し、また、信託財産の多様化に合わせ受託の担い手の拡大、すなわち、「金融機関ノ信託業ノ兼営等二関スル法律」により事実上信託銀行のみに認可されてきた信託業務を、信託業法に基づき設立した信託会社も行うことができるようにすることが企図されたのである。

これにより、営業信託として知的財産権を受託することが可能となった^{*6}とされる。また、特許権等の現場知識に乏しい信託銀行等の金融機関以外でも、特許等に精通した事業会社が免許の要件を満たさなくても登録により信託業務に参入することができるようになったのである。

ただ、旧法4条の限定列举については、信託の引き受けに際して対象となる（つまり、当初信託財産としての）財産権を制限したものであって、信託会社が同条所定の財産の信託を引き受けたのち、これを管理処分していくにあたって取得することあるべき財産についての制限を規定したものではない^{*7}とされる。よって、信託会社がいったん当初信託財産として同条上受託可能財産たる金銭を受託し、その金銭によって知的財産権を購入し（代位物として）保有することは旧信託業法上でも可能であった^{*8}。さらに、著作権に関しては、著作権等管理事業法26条2項により旧信託業法4条の規定に関わらず従前より信託銀行による受託が可能であったし、資産流動化法上の特定目的信託を設定することにより知的財産権を営業受託することも可能であった。

(3) 信託法改正

2006年12月8日、同年常会にて審議継続となっていた信託法改正案が第165回臨時国会の参議院本会議にて可決・成立した。改正法には3つのポイントがある。

(a) 受託者の義務等の内容を適切な要件の下で合理化

1) 忠実義務に関する規定の合理化

信託行為の定めや受益者の同意等に基づき、受託者の利益と受益者の利益とが形式的に相反する行為（例：受託者が信託財産であるビルのテナントになること）を許容。

2) 自己執行義務に関する規定の合理化

信託の目的に照らして相当であるときには、信託行為に定めがない場合でも、受託者が第三者に信託事務の処理を委託すること（例：信託財産であるビルのテナント募集の専門業者への委託）を許容。

(b) 受益者の権利行使の実効性・機動性を高めるための規律の整備

1) 受託者の行為の差止請求権を創設

受託者の任務違反行為（例：信託行為の定め違反した信託財産の処分）の事前防止を可能にする。

2) 受益者が複数の信託における意思決定方法の合理化

受益者がすべき意思決定（例：運用対象財産の範囲の変更）を多数決によることを許容。

3) 受託者が監視・監督する信託監督人制度を創設

受益者が高齢で受託者を十分に監督できない場合などに対応するため、信託行為または利害関係人の申立てによる裁判所の決定に基づき、弁護士等を信託監督人に選任し、受託者を監督させることを許容。

(c) 多様な信託の利用ニーズに対応するため、新たな信託の類型を創設

1) 受益証券発行信託

現在では貸付信託・投資信託等に限定にして許容されている受益権の有価証券化を一般的に許容し、受益権の流通性を強化する。

2) 自己信託（信託宣言）

信託の設定時から委託者が自ら受託者となることを新たに許容し、企業の資金調達や、信託障害・知的障害を抱える者の生活サポートといったニーズに対応する。

3) 受益者の定めのない信託（目的信託）

現在は、受益者の定めのない信託は公益目的（公益信託）に限定して許容されているところ、これを公益目的以外の目的でも許容し、例えば、従業員等の会社関係者のための福利厚生施設の整備を目的とした活用を可能にする。

この改正法は直ちに知的財産信託に影響を与えるものではないが、今後の改正法の動向には知的財産の信託の視点からも注視していく必要があるだろう。

3. 知的財産を活用した資金調達

(1) 背景

知的財産は企業の競争力の源泉であり、また知的財産立国の実現を目指すわが国自身の大きな財産でもある。特に、特許権は科学技術創造立国日本の根底を支える知恵の結晶であり、産業競争力の根幹である。コンテンツビジネスは、著作権を中心に今や約13兆円の規模となり、ここ5～6年で見ても年平均2%の成長を維持し、成長産業の一つとして期待されている^{※9}。しかしながら、コンテンツ制作会社にとって最大の問題は、資金調達である。資金がないために発注元のテレビ局などに比べ弱い立場に置かれがちで、自らが制作した作品について著作権を獲得できないことも少なくないのである^{※10}。こうした状況下、優秀なコンテンツクリエイターが海外へ流出し、ディズニー、ワーナー等米国大手によりコンテンツそのものが海外流出するおそれが生じている^{※11}。

わが国にとってこのように重要な知的財産権を円滑かつ効率的に企業の競争力の源泉として活用することが、そして、企業の自由な資金調達を可能とする知的財産権の流動化を促進することが、国際競争力強化に不可欠である。そのためには、財産の管理・処分機能や導管機能に優れている信託制度の利用が必要不可欠と考えられている。

(2) 知的財産の担保化

今まで金融機関は、融資の担保として有形資産である不動産を取ることが主流であった。だが、担保提供できる有形資産を潤沢に持たないコンテンツ制作会社等は、金融機関からの融資という資金調達が困難であった。その弊害は既述したとおりである。また、そもそも、地価下落が恒常化、不動産担保制度は正常に機能しなくなっているし、企業の実力は財務諸表にほとんど表れない特許・技術などの知的財産に負うものが大きくなっている^{※12}。

そこで、知的財産戦略計画を後押しする動きとして、メガバンクや政府系金融機関が知的財産を担保とした融資スキームを開発し始めた。政策投資銀行は、「知的財産担保融資制度」をベンチャー企業などの支援を目的に創設し、200件以上の実績を数える。融資における最大のポイントとして、例えば映画であれば、劇場放映からDVD・ビデオ、テレビ、海外進出など、1つのコンテンツで次の事業がどこまで確約できているかという、ビジネスの展開のコミットメントが決め手となるとされる。ほかに、各行のスキームとしては、表2のようなものがある。

表 2

スキーム	銀行
知的財産権担保融資と「成長事業育成審査会」で新規性と成長性の認定を受けたベンチャー企業等に対して、無担保社債の引き受け	中小企業金融公庫
企業の実用新案権を担保に2億円を融資、その技術から将来発生する収益を評価	UFJ銀行
新作アニメが生む収益を担保としたコンテンツ向け融資を総額4億円を実施	東京三菱銀行ほか
企業がもつ工事業務総合管理システムにかかわる特許権、ソフトウェア著作権を担保に総額8千万円の協調融資	政策投資銀行 横浜銀行
将来取得予定の特許権を担保にベンチャー企業に対し総額3千万円を融資	トマト銀行ほか

(ニッセン2004年9月17日より)

(3) 信託を活用した資金調達

(a) 信託の倒産隔離機能

信託につき信託実務の解説書^{※13}は、「法律上、信託といえは信託法（大正 11 年法律 62 号）に定義された法的な財産管理制度としての信託」であり、「信託法上の信託とは、財産と有する者（委託者）が、信託契約または遺言によって、自分以外の他人（受託者）に財産権（信託財産）の名義や管理・処分権を帰属させ、一定の目的（信託目的）に従って、委託者本人または他の第三者（受益者）のために受託者をしてその財産権を管理（広義の管理であって、運用、改良、開発などを含む）または処分させる法律関係」としている。

信託は「倒産隔離機能」を有するとされるが、これには委託者からの倒産隔離と受託者からのそれとの 2 種がある。信託が設定されると、信託財産は委託者の責任財産から離脱することになり、委託者個人の債権者は信託財産に対して直接かかっていくことができなくなるということが前者である。後者は、受託者が破産した場合における信託財産は、受託者の破産財団に属しないということである。すなわち、信託が設定されているときに、受託者について破産手続きの開始がなされると、信託関係が終了する（信託法 42 条）が、この場合、信託財産は受託者の責任財産ではないため（同法 16 条）、委託者または受益者は、その所有権等を理由として受託者の破産管財人に対して取戻権を行使できる^{※14}のである。信託のこの機能は、特許権等の信託活用の際の大きなメリットの 1 つと考えられる。従って、受託者が行っていた特許権等に関するライセンス契約等は、受託者の破産宣告以降もその効力は持続される。つまり、信託財産は保全され、従来どおりの関係が続き、ライセンス契約等も効力は持続することになる。

(b) 信託受託者の義務

現行信託法上の受託者に対しては、次のような種々の義務が課せられている。

1) 善管注意義務（信託法 20 条）

この義務は、特約によって加重ないし軽減を図ることが可能である^{※15}ものの、たと

例えば「特許を受ける権利」の権利化業務を行う場合、少なくとも以下のような義務の遂行を求められると考えられる。すなわち、現在または将来の範囲及び競合相手が実施する可能性のある範囲を含むような広い権利を取得することが求められる。また、公知文献または公知事実により拒絶、取消、無効化されることがないように、十分な先行文献または公知技術の調査を行い、強い権利を取得するよう高度な注意義務を果たすことを求められる。特許権の取得後は、第三者からの異議申し立てや無効審判等により権利が無効化されることがないように慎重に対処する等の高度な注意義務も求められる。さらに、委託者が実施している事業に関わる特許権については、侵害者の有無を監視する注意義務を果たすことが求められる。

2) 忠実義務（信託法 22 条）

受託者が忠実義務を課されていることにより、一義的には受託者は受益者の利益を犠牲にして自己の利益を図ってはならないとされる。受益者の利益と第三者の利益が衝突し第三者の利益を図ろうとする場合や受託者が複数の信託を受託している場合に、ある信託の受益者の利益と別の信託の受益者の利益が衝突するという利益相反が起こらないようにするための義務である^{※16}。

3) 分別管理義務（信託法 28 条）

受託者の固有財産と信託財産、さらに信託財産相互間を分別して管理する義務である。受託者に分別管理義務が課されている理由については、信託財産についてその名義を含む完全権が受託者に移転^{※17}するという信託のスキームの下では、信託財産を受託者個人の債権者による差し押さえから保護したり、あるいは、受託者が破産した場合に信託財産を破産手続きから隔離したりするために、信託財産を受託者の固有財産から明確に区分できる状況にしておく必要があるからとされる^{※18}。

4) 書類（帳簿）作成・設置義務（信託法 39 条・40 条）

受益者は、受託者に対して事務処理に関する情報提供または顛末報告を求めることができる。たとえば、受託者は、「特許を受ける権利」の権利化業務において特許庁と交わされる資料、特許権のライセンス交渉における第三者とのやり取りに関する書類等を作成する義務を負い、受益者はかかる書類を閲覧することができる。

(c) 知的財産の流動化

既述したように知的財産を担保とした資金調達手法が多様化する中で、改正信託業法により営業信託として知的財産を受託することが可能となり、また、信託の担い手が拡大された。これにより、知的財産権の流動化が可能となり、資金調達がさらに多様化したとされている。

従前もコンテンツ制作会社の有する著作権にかかるロイヤリティ債権を流動化する手法は実施されていた。そのスキームは、次のごとくである。

コンテンツ制作会社が共同制作契約及び協同原盤契約を締結した制作委員会を介して有する収益分配請求権を信託会社に信託する。委託者兼当初受益者たる当該コンテンツ制作

会社は、その受益権の一部を投資家に譲渡することによって、資金調達を図る。コンテンツ制作会社は、サービサーとして収益分配請求権を行使してロイヤルティを回収、受託者に支払うものである（下図1参照）。委託者（当該コンテンツ制作会社）が破産したとしても、委託者の債権者は、信託財産たる当該収益分配請求権につきかかっていくことはできない。投資家は制作会社の信用リスクには晒されない^{※19}のである。これが既述した信託の倒産隔離機能である。

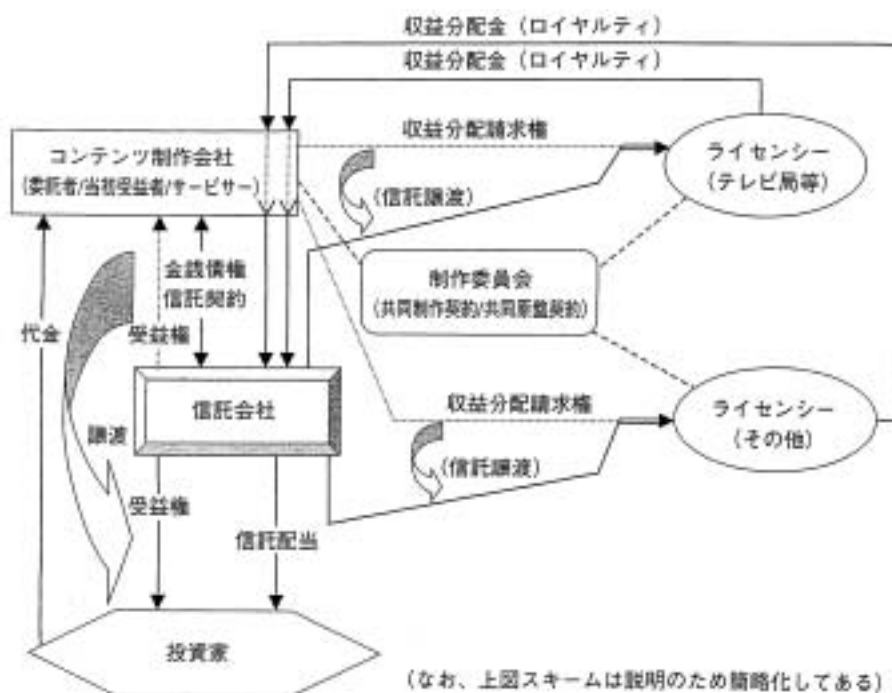


図 1

これは、知的財産権（著作権）そのものではなく、それから発生するロイヤルティ債権のみを信託譲渡するところに特色がある。しかし、ロイヤルティ債権は債務者（ライセンス）の破産時には保全され得るものではない。ライセンス破産時には、当初想定していたキャッシュフローが破綻してしまうのである。投資家は、ライセンスの信用リスクを負っていることになる。

一方、上図1において、信託財産をロイヤルティ債権ではなく知的財産権そのものとするならば（下図2参照）、ライセンスが破産したとしても、同人に対するライセンスを停止し、別途新たな者にライセンスを供与すれば、キャッシュフローは維持できる。ロイヤルティ債権の流動化より、知的財産権そのものの流動化のほうが優れている点といえるであろう^{※20}。

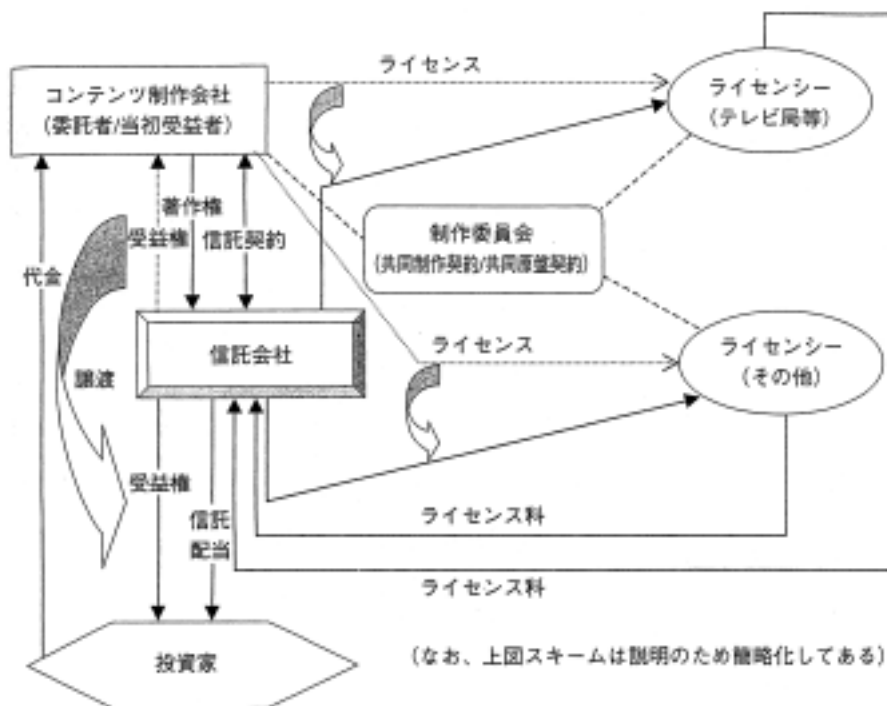


図 2

4. 今後の課題

(1) 緒論

一般的に資産証券化取引においては、その重要な要素である「倒産隔離」と「資産管理業務」の両方を満たすための有効な仕組みとして、信託制度が利用されている。わが国の信託制度は法的安定性が高く、かつ税制面・コスト面において優位性があり、さらに機動性・柔軟性を兼ね備えていることから、今日では証券化取引に適した SPV であるとマーケットで認知されており、最近の証券化取引においては、ほとんどの案件で信託制度が利用されている^{※21}。資産証券化取引における信託の右のメリットは、特許権等の流動化においても同様に当てはまるであろう。IP インキュベーション・ファンド^{※22} (図 3 参照) に信託を利用すれば、知的財産保有会社、知的財産管理・運用会社及び有限投資組合が 1 つの信託に集約され、そのスキームは著しく簡素化される。スキームの組成コストが軽減されれば、ベンチャー企業は、比較的容易に IP インキュベーション・ファンドを利用して資金調達をすることができる^{※23}。

さて、信託業法改正により、知的財産権を活用した資金調達への道につきバラ色の今後が描けるようになったのであろうか。残された課題を検討したい。

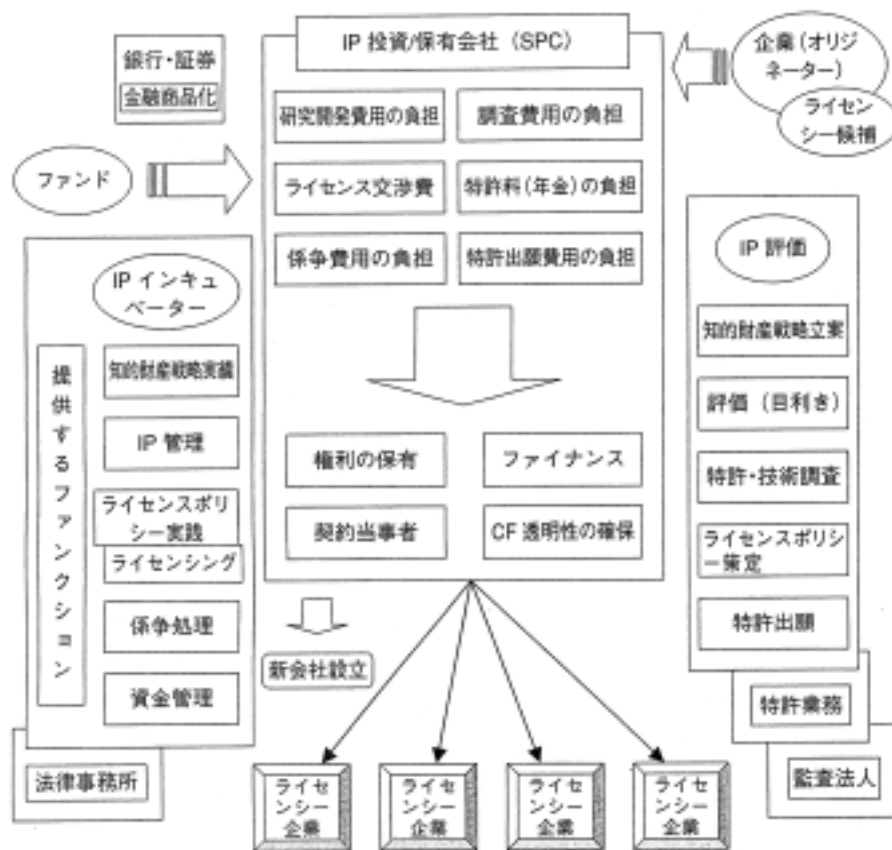


図 3

(IPTJ資料より)

(2) 知的財産の特殊性

(a) 利益相反

特許権等の信託を活用した場合、信託甲で受託している特許権の実施権の付与行為が、同じ受託者が別途受託する信託乙の特許権の侵害になるということが想定される。この場合、受託者が受託している 2 つの信託の間で、先鋭的な対立が生ずることとなる。受託者としては、一方を勝たせれば他方が負けるという構図におかれるわけで、いずれを勝たせても忠実義務に抵触する恐れがある。このような場合において、受託者が自らの裁量でもって対立特許権間の攻撃防御を行えば、あるいは何もせずに放置すれば、少なくとも一方の信託の利益を損なうことになるので、忠実義務違反になり得るといわざるを得ない。信託契約に特約をおき、将来そのような事態が発生した場合には、受託者は忠実義務を負わないとすることも考えられるが、忠実義務は強行規定であるという通説的見解に従えば、そのような特約も無効である。

(b) オリジネーターの関与

知的財産は、日々のメンテナンスや改良を通じて初めて競争力を維持することができる

ものが多く、保管や管理が伝統的な財産権に比して格段に難しい。ものによっては、受託者がそのようなメンテナンスをできようはずもなく、結局、オリジネーターの関与が不可欠になってくる。また、音楽 CD のように、一回できあがってしまえば、オリジネーターの新たな関与が不要のものもあるであろうが、それでも著作者が何か不祥事あるいは醜聞を起こしたりすれば、その価値は急落するであろう。よって、オリジネーターの管理やそれとの関係には、別途留意する必要がある^{※24}。

(c) 権利の安定性

特許権は、発明の完成からその発明に係る権利を取得するまでの過程として審査主義を採っていることから、特許庁への出願・審査を得ることが必要である。そして、いったん権利を取得しても、権利付与後の異議申し立てや無効審判等により事後的に権利が無効と判断される場合が存在する。特にキルビー事件最高判決^{※25}以降、侵害訴訟の局面においても、特許権の有効性が判断されるようになってきている。特許権についてはその有効性について事前に予見することはかなり困難と思われ、不安定要素を含んでいるといえる。

信託財産はその価値を金銭に見積もれるものでなければならず^{※26}、その意味においては、特許権は、取引・担保権等の対象となることから、理論的に金銭に見積もることが可能であり、信託できる財産権であるとされるものの、特許権は、事後に無効とされるおそれがある。このことは、動産の焼失・滅失に近似するが、後者は管理により防止可能である。

(d) 知的財産権の価値評価

知的財産権を信託することにより資金調達を図る場合、いくら調達することが可能かについては、その知的財産をいくらで評価できるのかが最も重要である。特に、証券化・流動化の場合には、当該知的財産権及びその利用を前提として資産担保証券（ABS: Asset Backed Securities）が発行されたりするのだから、公正な評価がなされることが期待される^{※27}が、現実には相当困難である。

2004年1月30日の東京地裁判決（青色LED特許訴訟）は、企業内研究者による発明を当該企業が特許出願し、それが登録された場合、当該特許権は同社に承継されているとしたうえで、同社がその研究者に支払うべき発明対価を約604億円と認定した。だが、その控訴審たる東京高裁は、2005年1月に対価案を約6億円と提示して和解を勧告したのである。その額はなんと一審の100分の1である。本件訴訟については、一審判決の巨額の支払い命令によって産業界に衝撃が走ったことで、世の耳目を引いたことは周知のとおりである。これは、発明対価を巡っての訴訟であったが、控訴審で、企業側は「特許の価値を過大評価し……巨額の対価を導き出した」と一審判決を批判していた。殊更さように「特許の価値」を測ることには困難が伴う。

なお、公認会計士協会が2004年6月に「知的財産評価を巡る課題と展望について（中間報告）」と題するレポートで、知的財産の評価アプローチと評価方法等の調査研究を公表し、信託銀行や新規参入信託会社がこれを参考にすることは考えられる。しかし、東京高裁での右和解成立時点では、知的財産の価値評価につき大いに課題を残しているといえよう。

(3) まとめ - 改正信託業法の意義

改正信託業法を睨んで、A 信託銀行は、東京の「大田区産業振興協会」と提携をしていた。大田区内の中小企業が持つ特許の管理を受託し、権利侵害の監視や特許利用契約の締結、特許利用料の徴収などを一括して管理する仕組みである。そうした中で A 信託は、建設機械部品製造会社 B が持つ特許権の信託契約で合意したことを明らかにした。これは、油圧廃刊の継ぎ手などに使われている金属製や鋳物製の官を加熱して曲げる特殊な技術で、中小企業庁長官賞を受賞するなど業界で注目されており、A 信託との契約で不利なライセンス契約や特許権の侵害を防止できるとしている^{※28}。当面は特許の管理を目的にしているようだが、将来的には特許を事業化する際の資金調達に信託を活用することも検討している^{※29}とのことである。しかし、知的財産権の価値評価を始めとして、既述の知的財産の特殊性についての課題の克服法が不可欠であり、改正信託業法が知的財産を活用した資金調達につき十分な解決手法を提示したと考えるのは見当違いといえよう。

【注】

- ※ 1 日本経済新聞 2004 年 12 月 26 日朝刊。「知の潜在力指数」を算出し、企業が社内の技術やノウハウを使ってどれだけ価値を生み出せるかを推計するものである。財務データから得られる技術革新力、取引の効率性、従業員の生産性、設備の活用力、将来収益期待、時価総額の 6 指標で主成分分析を実施し、その結果を偏差値化したものである
- ※ 2 岡田依里（於同記事）
- ※ 3 日本経済新聞 2004 年 12 月 26 日朝刊
- ※ 4 「知的財産立国」とは、発明・創作を尊重するという国の方向性を明らかにし、「ものづくり」に加えて、技術・デザイン、ブランドや音楽・映画等のコンテンツといった価値ある「情報づくり」、すなわち無形資産の創造を産業の基盤に据えることにより、わが国経済社会の再活性化を図るというビジョンに裏打ちされた国家戦略である（知的財産推進計画 2004）
- ※ 5 内閣官房知的財産戦略推進事務局「知的財産戦略の進展と知的財産推進計画 2004」ひろば 2004. 7 号、p. 5
- ※ 6 なお、「金融機関ノ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律」に基づき設立されている既存の信託銀行に関しては、同法施行規則 1 条所定の「業務の種類及び方法を記載した書面」に「引受けを行う信託財産の種類」として同 4 条 2 項 9 号の「知的財産権」を記載して内閣総理大臣に提出する必要がある
- ※ 7 ただ、施行細則により「業務ノ種類及方法ヲ記載スル書面」に記載せしめることによって規制していた（西内彬『信託業法（特別法コンメンタール）』（第一法規 1972 年）p. 11）
- ※ 8 なお、同条所定の制限は代位物にも及ぶと解する見解もあったようである（四宮和夫『信託法〔新

- 版)』有斐閣、1994年、pp. 176
- ※ 9 経済産業省「知的財産の信託に関する緊急提言」より
 - ※ 10 日本経済新聞 2002年4月11日夕刊1版5面
 - ※ 11 「知的財産の証券化の流れ、現状について」NIFNews93号、p. 7
 - ※ 12 山田毅「脱不動産担保 知的財産金融・証券化 2004.07.24」
(<http://nsk-network.co.jp/040719.htm>)
 - ※ 13 三菱信託銀行信託研究会編著『信託の法務と実務 [4訂版]』きんざい、2003年、pp. 3-4
 - ※ 14 伊藤真『破産法 [第4版]』有斐閣、2005年、p. 308
 - ※ 15 新井誠『信託法 [第2版]』(有斐閣2005年) p. 144
 - ※ 16 能見善久『現代信託法』有斐閣、2004年、p. 77以下
 - ※ 17 完全権の移転とは、信託行為の対象となった財産権(信託財産)については、管理権、処分権のみならず、その名義まで含めて、委託者から受託者へと法律上完全に移転するということをいう(新井前掲書『信託法』p. 31)
 - ※ 18 新井前掲書『信託法』pp. 173-174
 - ※ 19 ただし、制作会社から投資家への受益権譲渡が真正売買とされなければ、破産管財人より否認を受ける可能性がある。真正売買については、西村総合法律事務所『ファイナンス法大全 下』商事法務、2003年、p. 33以下参照
 - ※ 20 なお、著作権に関しては、著作権等管理事業法26条2項により旧信託業法4条の規定にかかわらず、従前より信託銀行による受託が可能であったことは既述した
 - ※ 21 「金銭債権の証券化案件における信託受託者の役割と受託者能力について」Standard & Poor's 2004年1月7日レポート
 - ※ 22 企業に対する投資ではなく、その企業が開発する技術及び当該技術から生み出されるビジネスに投資する新しいファンディング手法であり、プロジェクトファイナンスに近い投資形態
 - ※ 23 石橋秀喜「新しい知的財産流動化の手法」ビジネス法務2003年12月号51頁
 - ※ 24 井上聡「信託業務の多様化 - 知的財産の流動化・セキュリティ・トラスティなどを題材に」信託216号、p81-82
 - ※ 25 最判平12.4.11民集54巻4号、p. 1368
 - ※ 26 具体的には、他物権、金銭に見積もり可能な債権、鉱業権、漁業権などである。逆に、この基準から見て、信託財産となし得ないものとしては、身分権、人格権等である。また、占有権のみを信託財産とする信託や、株式と切り離れた議決権のみを信託財産とする信託も認められない
 - ※ 27 寺本振透「知的財産権を利用した資金調達と知的財産法制の課題」ジュリスト1248号、p. 35
 - ※ 28 毎日新聞2004年12月30日大阪朝刊
 - ※ 29 アサヒ・コム(解説)マネー2004年12月24日